

参 考

集中度が50%以上を超えるものについて

【正当な理由】

- ① 利用者又は家族の意向により集中した場合
 - ア 特定のサービス事業所等を希望した場合
 - イ 包括の担当者から利用者に対し、サービス事業所等のリストを提示して、利用者の選択に従った場合
- ※ 利用者等の意向が書面により、客観的に確認できることを必要とする。
- ② 当該圏域に5事業所以下である場合など、サービス事業所等が少数である場合
- ③ その他、各地区の実情からやむを得ない理由があると判断される場合

(1) サービス事業所の利用状況

訪問型サービスタイプ1・2

	総件数	最大 件数	集中度	法人	正当な理由に該当すると判断する根拠
第五	10件	5件	50.0%	同一	本人・家族の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。日常生活圏域には、4事業所のみ。

介護予防通所リハビリテーション

	総件数	最大 件数	集中度	法人	正当な理由に該当すると判断する根拠
第二	33件	18件	54.5%	同一	本人・家族の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。日常生活圏域には、1事業所のみ。
第五	9件	9件	100.0%	同一	本人・家族の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。日常生活圏域には、1事業所のみ。

(2) 居宅介護支援事業所への委託

	総件数	最大 件数	集中度	法人	正当な理由に該当すると判断する根拠
第一	1件	1件	100.0%	別	本人の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。
第二	1件	1件	100.0%	別	本人の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。
第三	1件	1件	100.0%	別	本人の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。
第五	4件	3件	75.0%	別	本人・家族の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。日常生活圏域には、5事業所のみ。

(3) 要支援から要介護に変更になった場合の、指定居宅介護支援事業者の紹介

	総件数	最大 件数	集中度	法人	正当な理由に該当すると判断する根拠
第五	13件	7件	53.8%	同一	本人・家族の希望により事業所が選択され、その経緯が記録されている。日常生活圏域には、5事業所のみ。